

夜間銃猟をする捕獲従事者の技能要件の変更概要（案）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）（以下「規則」という。）第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の規定に基づき定める夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成 27 年 5 月 28 日環境省告示第 86 号）（以下「告示」という。）の変更案の概要は以下のとおり。

1．改正の理由

平成 27 年 5 月に改正鳥獣法が施行し、指定管理鳥獣捕獲等事業の中で、明治以降例外なく禁止されてきた夜間における銃猟を、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に位置づけた場合は実施できることとした。夜間銃猟に関しては、知見が不足していたため、海外の先進事例を元に必要な技能要件を定めたが、日本の夜間銃猟では、狭隘な地形要因等の影響で射撃距離が近く、近距離での射撃（20～30m）が基本となり、散弾銃（スラッグ弾）等の使用も有効である。また、現行要件は技術的にライフル銃を想定した基準で、ライフル銃を所持できない経験年数が短い捕獲従事者が夜間銃猟に従事できない状況である。以上のことを踏まえ、今回告示の改正を行うもの。

2．改正の内容

標的範囲の追加

現行の技能要件で求めている対象個体の頭頸部を確実に狙撃する『標的の中心から 2.5cm の範囲』の技能要件は維持し、近距離射撃を考慮した散弾銃（スラッグ弾）等の要件として、『標的の中心から 5.0cm の範囲（ライフル銃を除く）』に全て命中させる技能とする。これは、2.5m 程度の距離で頭頸部を狙撃する技能と同等であるが、2.5m の近距離射撃に対応できる射撃場の確保が困難なことから、射撃線から標的までの距離は現行基準と同じ 5.0m として便宜上定めたものである。